

被扶養者異動届の提出は事由発生日から5日以内が原則です。

## 🔗 扶養の認定日の取扱い

- 被扶養者資格になる場合の扶養の認定日は下表のとおりです。
- 下表の事由発生日から5日以内の届出により、扶養認定日から被扶養者として認定されます。
- 事由発生日から1か月以上経過後の届出は、書類受付日からの認定(※1)となりますのでご注意ください。

事由	扶養認定日
被保険者の資格取得時に被扶養者がいた	資格取得日
子どもが生まれた	出生日
結婚した	入籍日・婚姻日
退職した	退職日の翌日
失業給付の受給が終了した	失業給付受給終了の翌日
収入減少により要件を満たした	収入が減った日
同居により要件を満たした	同居した日

※1・・・遅延理由書の添付を求める場合があります。

## 🔗 扶養の削除日の取扱い

- 被扶養者として認定されていた人が下記の事由により被扶養者から削除となる日は下表のとおりです。
- 被扶養者異動届を、事由発生日から5日以内に届出が必要です。
- 届出が遅れた場合でも、事実が発生した日まで遡って被扶養者認定が削除された場合には、その間の保険証使用分(保険給付・医療費の保険者負担分)の全額を返還していただくことになりますのでご注意ください。

事由	扶養削除日
就職したとき	就職したとき・または被保険者資格取得日
死亡した	死亡日の翌日
離婚した	離婚日
失業保険給付の受給を開始した	受給開始日
収入が増えた・増える見込みとなった(※2)	収入増が明らかになった時点
その他(※3)	健康保険組合で事実を確認した日

※2・・・その後、1年間の収入見込みで計算します。

※3・・・各事由により必要書類が変わりますので早期に確認のうえご相談ください。